

韓国への届出(申告)手続き

■ 家族関係登録簿整理申告 ■ (戸籍整理)

例えば、在日コリアンの中には韓国に出生届出をしていない方がいます。この場合、日本では外国人として暮らしていますが、本国においてはその人は存在しないといった法的に不安定な状態にいるわけです。

韓国の出生届出期間は生まれてから1ヶ月以内にしなければなりません。海外居住者については3ヶ月以内とする特例があります。しかし、在日コリアンの中にはすでに数十年経過してしまっているケースも珍しくありません。日本の暮らす中で特に韓国への届出についてはどこからも案内がないのも原因のひとつかもしれません。

このような海外居住者のさまざまな事情を鑑み、特に出生・認知・養子縁組・婚姻・離婚・死亡等による届出手続きがなされていなかったり、整理ができていない場合に法定期間が過ぎていても届出手続きができるよう特例法を定めています。(在外国民特例法※)

◆ 申告人

本人、両親、孫、兄弟その他家族関係登録簿上の利害関係人もすることができます。

◆ 申告手続の種類 (日本：届出＝韓国：申告)

- ・ 出生申告
- ・ 婚姻申告
- ・ 離婚申告
- ・ 認知申告
- ・ 養子縁組申告
- ・ 死亡申告

☆申告書はハングル書式、添付する日本の書類はすべて韓国語翻訳文が必要になります。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで韓国への各種申告(届出)手続きを完全サポートしています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348